

社会保険等への加入状況並びに 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況調査

本調査は、今後、建設業の持続的発展に必要な人材の確保をかり、
健全な競争環境を構築するため、建設企業の社会保険加入や
標準見積書活用等の実態を把握させて頂くものです。ご協力の程お願い申し上げます。

《各企業様用》WEBアンケート

こちらから入室し、WEBアンケートへの回答をお願いします。
(ご回答期限 2015年1月9日)

Copyright(c) 2014 (一財)建設業振興基金. All Rights Reserved.

はじめにお読み下さい

本調査について

- 本調査は、建設業における社会保険等への加入実態や社会保険等未加入対策に関連する取組の進捗状況、建設業退職金共済制度の普及状況の把握を目的としたものです。
 - 調査の回答は統計的に処理し、調査結果は目的以外に使用することはありません。関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはありません。
- ありのままをご回答いただきますようお願い致します

回答方法

- (1)選択肢のある設問には該当項目にチェックを、記入欄がある設問には数値や記述を記入して下さい。
- (2)各設問は、原則として平成26年12月10日現在の状態を記入して下さい。

システム要件

- アンケートの回答には、ブラウザのJavaScriptの設定を有効にする必要があります。
 - Cookieを有効(受け入れる)にしてください。
 - 推奨環境(OS・ブラウザ)
 - ・Microsoft Windows XP/Vista/7/8/8.1/Microsoft Internet Explorer 7/8/9/10/11
 - ・Firefox 3.6~32.0
 - ・iOS 4.5/5/6/7/8/標準ブラウザ(Safari)
 - ・Android 2.1/2.2/2.3/3.4/標準ブラウザ
- ※上記以外の環境では、正常に動作しない場合がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

社会保険等アンケート事務局
TEL:03-3253-5041 (平日10:00-17:00) ※2015年1月8日まで
TEL:03-5473-4572 (平日10:00-17:00) ※2015年1月9日以降



ログイン

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください（それまでの回答が無効になりますのでご注意ください）

0 50 100(%)

Q1 貴社についてご記入下さい。

事業所名

企業形態 (回答は一つ) ☐ 法人 ☐ 個人

本社所在地

市区町村

建設業許可 (回答はひとつ) ☐ 国土交通大臣(特定) ☐ 国土交通大臣(一般) ☐ 都道府県知事(特定) ☐ 都道府県知事(一般)

建設業許可番号

所属団体 (回答はいくつでも)

主な許可業種 (回答はいくつでも)

従業員数 (回答は一つ)

竣工事業に占める元請・下請工事の割合 (回答は一つ)

2 下請企業への社会保険加入の確認・指導について

●下請企業等への社会保険等への加入状況の確認・指導についてご回答ください。

Q2.1 下請企業・協力会社の社会保険への加入確認は実施していますか。企業の加入状況、従業員・作業員の加入状況それぞれについてご回答ください。

Q2.1.1 a 企業の加入状況の確認について (回答はひとつ)

●主に「施工体制台帳(再下請負通知書)」で確認している

●主に「施工体制台帳(再下請負通知書)」に加えて社会保険料の徴収済通知書等関係資料で確認している。

●特に確認していない

●下請業者・協力会社はいない

●その他(具体的に:)

Q2.1.2 b 従業員・作業員の加入状況の確認について (回答はひとつ)

●主に「作業員名簿」で確認している

●主に「作業員名簿」に加えて保険証のコピー等関係資料で確認している

●特に確認していない

●下請企業・協力会社がない

●その他(具体的に:)

●下請企業・協力会社や従業員・作業員が、適用除外でもないのに社会保険等に未加入であった場合の対応についてご回答ください。

Q2.2 加入するように指導は行っていますか。

Q2.2.1 a 企業の未加入が判明した場合 (回答はひとつ)

●指導を行っている

●指導は行っていない

●全社加入しているため指導の必要がない

●その他(具体的に:)

Q2.2.2 b 従業員・作業員の未加入が判明した場合 (回答はひとつ)

●指導を行っている

●指導は行っていない

●全員加入しているため指導の必要がない

●その他(具体的に:)

前のページに戻る 次へ

Q2.3

未加入が判明した場合、その後どのような対応を行っていますか。

Q2.3.1

a 企業が未加入であった場合(回答はひとつ)

- ☐ 下請企業として選定しない
- ☐ 未加入のまま下請企業として選定している
- ☐ 指導を行い、加入が確認できたら下請企業として選定する
- ☐ その他(具体的に:)

Q2.3.2

b 作業員が未加入であった場合(回答はひとつ)

- ☐ 下請企業として選定していない
- ☐ 現場への入場を禁止している
- ☐ 未加入のまま現場への入場を認めている
- ☐ 指導を行い、加入が確認できたら入場を認める
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

3 法定福利費を内訳明示した見積書について①

- 下請契約における法定福利費を内訳明示した見積書(以下、「内訳明示した見積書」という)の活用状況についてお聞きします。
- 本セクションでは、「元請工事の割合が8割以上」、もしくは「元請・下請が混在している」方にお尋ねします。

Q3.1

内訳明示した見積書を提出するよう、下請企業に対して指導していますか。(回答はひとつ)

- ☐ 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- ☐ 全ての下請契約で内訳明示(しない)が法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- ☐ 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
- ☐ 一部の下請契約で内訳明示(しない)が法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
- ☐ 特に指導していない

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

Q3.2

内訳明示した見積書の提出を受けたことはありますか。(回答はひとつ)

- ☐ かなりある(8割以上)
- ☐ おおむねある(5～8割程度)
- ☐ あまりない(3～5割程度)
- ☐ ほとんどない(1～3割程度)
- ☐ まったくない(1割未満)

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

Q3.3

内訳明示した見積書の提出が多い業種・団体がございましたらご紹介ください。

(業種名、団体名等)

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

Q3.4

下請企業から内訳明示した見積書を提示された場合の取扱いルールは定めていますか。(回答はひとつ)

- ☐ 定めている
- ☐ 現在は定めていないが、今後定める予定
- ☐ 現在定めていないし、今後も予定はない
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

Q3.5

貴社における内訳明示した見積書を提示された場合の取扱いルールについて具体的な内容をご記入ください。

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

4 法定福利費を内訳明示した見積書について②

- 本セクションでは、「下請工事の割合が8割以上」、もしくは「元請・下請が混在している」方にお尋ねします。

Q4.1

注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について教えて下さい(回答はひとつ)

- ☐ ほとんどの工事で提出している(8割以上)
- ☐ おおむね提出している(5～8割程度)
- ☐ あまり提出していない(3～5割程度)
- ☐ ほとんど提出していない(1～3割程度)
- ☐ まったく提出していない(1割未満)
- ☐ 取組自体がよくわからない。
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

Q4.2

内訳明示した見積書を提出してない理由は何ですか。(回答はいくつでも)

- ☐ 受注競争上不利になる
- ☐ 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかった
- ☐ 注文者から提出するよう指示がなかった
- ☐ 注文者が総額しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
- ☐ 法定福利費の計算方法が難しくよくわからないため、自社で作成することが困難であるため
- ☐ 見積書が指定された様式であった
- ☐ 同業他社が提出していない
- ☐ 以前に提出したが受け取ってもらえなかった
- ☐ 注文者から提出しないように指示された
- ☐ 公共工事ではないから
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)

Q4.3

内訳明示した見積書を注文者に提出した結果はどのような反応がありましたか。(回答はいくつでも)

- ☐ 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額を支払われる契約となった
- ☐ 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった
- ☐ 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった
- ☐ 法定福利費の一部を含めて減額された契約となった
- ☐ 法定福利費の請求は認められない契約となった
- ☐ 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
Q4.4

内訳明示した見積書を「受け取ってもらえなかった」「法定福利費を減額された」理由は何だともいますか。(回答はいくつでも)

- ☐ 自社が社会保険に加入していない
- ☐ 作業員(従業員)の中に社会保険未加入者がいたため
- ☐ 注文者(元請企業又は上位の下請企業)が法定福利費を受け取っていない
- ☐ 過去の見積額と比べて高額であった
- ☐ 当該工事における注文者の目標利益を維持するため
- ☐ 他社と比較して高額であった
- ☐ 見積書の各費目(法定福利費を含む)の算定根拠が不明確であったため
- ☐ 社会保険未加入対策の目標年度までまだ猶予がある
- ☐ 内訳明示した見積書の提出が法律、契約上の義務ではない
- ☐ 指定様式ではなかった
- ☐ 常に契約額に法定福利費を含んでおり、内訳明示する必要はないと思っている
- ☐ 注文者(元請企業又は上位の下請企業)の会社としての方針である
- ☐ わからない
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
Q4.5

法定福利費を内訳明示した見積書の活用について、御理解・御協力願っている取引先があればご紹介ください。

(取引先名)

(具体的な対応事例)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
5 建設業退職金共済制度の活用に関する質問

●建設現場に就労する作業員の待遇改善の観点から、建設業退職金共済制度(以下、「建退共」という)をより良い制度とするため、当制度の活用状況についてご回答ください。

Q5.1

建退共に加入していますか。(回答はひとつ)

- ☐ はい
- ☐ いいえ
- ☐ 不明

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
Q5.2

建退共に加入していない理由は何ですか。(回答はいくつでも)

- ☐ 掛金の負担が重い
- ☐ 建退共制度を知らなかった
- ☐ 民間工事しか行わない
- ☐ 自社で退職金制度が整備されている
- ☐ 中小企業退職金共済制度に加入している
- ☐ 退職金制度を設けていない
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
Q5.3

「下請工事の割合が8割以上」、もしくは「元請・下請が混在している」企業の方にお聞きします。下請契約を締結している場合、建退共の掛金は主にどのように負担されていますか。(回答はひとつ)

- ☐ 主に元請からの証紙現物交付による
- ☐ 主に自社で証紙購入
- ☐ 主に現物交付された証紙の不足分を自社で購入
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
Q5.4

「元請工事の割合が8割以上」、もしくは「元請・下請が混在している」企業の方にお聞きします。元下契約を締結している場合、下請事業者から証紙の交付を要請された場合に現物交付を行っていますか。(回答はひとつ)

- ☐ 行っている
- ☐ 公共工事のみ行っている
- ☐ 民間工事のみ行っている
- ☐ 行っていない
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)
Q5.5

建退共に加入している全ての企業に伺います。建退共の証紙を労働者の就労日数に応じて貼付していますか。(回答はひとつ)

- ☐ 公共工事、民間工事を問わず就労日数に応じて貼付している
- ☐ 公共工事については貼付している
- ☐ その他(具体的に:)

[前のページに戻る](#)
[次へ](#)

Q5.6

建退共に参加している全ての企業に伺います。労働者の就労日数に応じた証紙を貼付するにあたって、障害となっていることはありますか。〈回答はいくつでも〉

- ☐ 特になし
- ☐ 元請から証紙の現物交付がない
- ☐ 証紙費用の負担が重い
- ☐ 証紙購入手続きが煩雑
- ☐ 従業員毎の就労日数の把握が煩雑
- ☐ その他（具体的に: ）

[前のページに戻る](#)

[次へ](#)